

小児医療福祉費支給制度(小児マル福)

1. マル福を受けられる方

- ・大洗町在住の0歳～高校3年生(※)までのお子様
(母子・父子家庭の中学生以上のお子様については、ひとり親マル福が優先されます。)
※高校に在学していない方でも18歳に達した日以降の最初の3月31日まで該当します。

2. 所得制限

- ・茨城県の基準では、子の父母のどちらかの所得額が622万円を超えると受給対象外となりますが、大洗町独自の助成拡大により、所得額がわかっている世帯のお子様全員が受給対象となります。

3. 更新期間

- ・誕生月の1日(出生日)から翌年の誕生月の月末まで。
- ・高校3年生は、高校修了時(3月31日)まで。

4. マル福の助成範囲

- ・健康保険が適用となる、病院、診療所、調剤薬局、柔道整復などの医療費
※健康保険の適用とならない、差額ベッド代、予防接種、薬の容器代、文書代などは自己負担となります。(領収書を確認してください。)

5. 医療費自己負担額

- ◎外来・・・医療機関ごとに1日600円。同一月内は2回(1,200円)まで負担。
- ◎入院・・・1日300円。同一月内は医療機関ごとに3,000円まで負担。
- ◎入院時食事代・・・標準自己負担額を負担。
- ◎調剤薬局・・・自己負担無し

6. 大洗町独自の助成

◎0歳から高校3年生修了まで

- ・医療費の実質無料化の実施をしています。

※マル福適用の医療費につきましては、年4回程度、申請時に登録した口座にお振込みいたします。(申請の必要はありません。)

※マル福が適用されていない健康保険適用の医療費の返還は、申請が必要になります。詳細については、下記8を参照ください。

7. マル福の利用方法

◎茨城県内の医療機関などを受診する場合

- ・医療機関などの窓口で、健康保険証と一緒にマル福の受給者証を提示してください。

◎茨城県外の医療機関などを受診する場合

- ・マル福の受給者証は使用できませんので、保険証のみで受診し一度医療費を自己負担してください。診療点数の記載された領収書などを持参のうえ、償還払いの申請(裏面参照)を行ってください。

8. 償還払いの申請について

- 茨城県外の医療機関に受診した場合や、0歳から高校3年生までのお子様については、窓口での自己負担額が600円未満の医療費および入院時の食事代について、申請により医療費を返還することができます。申請方法は下記を参考にしてください。

◎必要なもの

- ①診療報酬の記載された領収書 ②マル福受給者証 ③健康保険証 ④認め印 ⑤口座番号のわかるもの（登録済みの方は不要） ⑥健康保険からの高額療養費や付加給付金の支給決定通知書（※）

※ 医療費が高額となった場合に、ご加入の健康保険から高額療養費や付加給付金が支給される場合があります。そちらを優先してご利用していただき、差額をマル福から支給いたします。

9. その他届出が必要な場合

下記のいずれかに該当する場合も届出が必要となりますので、該当された場合には、すみやかに届出を行ってください。

理 由	必 要 な も の
健康保険証が変わったとき	新しい健康保険証 マル福受給者証 認め印
住所や氏名が変更するとき	受給者証 認め印
登録口座を変更するとき	新しい口座の通帳等 認め印
受給者証を再発行するとき	来庁者の身分証明書 認め印
茨城県内の市町村へ転出するとき	受給者証 認め印

10. 問い合わせ先

大洗町役場 住民課 高齢医療年金係

TEL 267-5111（内線158）